

## (10) 消費者信用

### 消費者金融CMの取り扱いに関する放送基準審議会見解

(平成15年3月5日決定 社団法人日本民間放送連盟)

消費者金融(消費者に金銭の貸し付けを行う業すべて)のCMについては、放送基準第137条と第138条で、「業者の実態・サービス内容が視聴者の利益に反するものは取り扱わない」「消費者金融のCMは、安易な借入れを助長する表現であってはならない。特に、青少年への影響を十分考慮しなければならない」と定め、慎重に取り扱うこととしている。

なかでも、個人向け無担保貸し付けサービスに関するテレビCMは、視聴者の利益に特段の配慮が必要なことから、根拠法を問わず、下記に基づき取り扱う。ラジオCMについても、見解の趣旨を踏まえた取り組みを行い、聴取者の利益に十分配慮する。

#### 記

##### 1. 安易な借入れを助長する表現の排除

安易な借入れを助長する表現は、その疑いがあるものを含め、また表現手法のいかんを問わず、厳にこれを排除する。

##### 2. 児童・青少年への配慮

“児童・青少年に配慮する時間帯”とりわけ児童の視聴に十分配慮すべき午後5時～9時の時間帯における消費者金融CMの放送は、自己破産や多重債務へつながる危険性あるいは事後の返済に関する責任について注意喚起するものなど、いわゆる啓発型CMを除き、避けることが望ましい。

なお、児童向け番組、各局が選定する「青少年に見てもらいたい番組」、児童・中学生・高校生が主体となるアマチュアスポーツ等のイベント番組には、上記時間はもとよりその他の時間帯においても、啓発型CMを含め消費者金融CMを放送しない。

##### 3. 貸付条件の明示

###### 貸金業規制法に基づくサービス

貸金業規制法に規定する貸付条件等を正確かつ明瞭に表示しなければならない。特に貸付利率および遅延損害金、年齢制限については、視聴者が十分に視認できるよう、一定以上の文字の大きさと秒数(3.0秒程度)を確保する。

###### 他の法律に基づくサービス

貸金業規制法以外の法律(銀行法など)に基づく個人向け無担保貸し付けサービスについては、根拠法令または業界自主基準で表示すべき貸付条件が定められている場合は、その貸付条件を表示する。根拠法令または業界自主基準で表示すべき貸付条件が定められていない場合は、貸金業規制法に規定する貸付条件と同様の表示をする。

いずれの場合にも、貸付利率および遅延損害金、年齢制限については と同様に表示する。

##### 4. 啓発文言の充実

“使いすぎ借りすぎへの注意”“計画的な借入れ”に加え、“貸付条件の確認”に関しても注意を促すこととし、その表示にあたっては一定以上の文字の大きさと秒数(1.5秒程度)を確保する。

##### 5. URL表示の制限

ホームページのURLは、その掲示内容が放送基準および本見解に照らして適正でなく、また適正さを保持し得ないと判断される場合、表示しない。